

令和 2 年 8 月 28 日

第 11 回 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 委員提出資料

イギリスの DBS 制度について

保育園を考える親の会 代表
普光院 亜紀

DBS (Disclosure and Barring Service) 「無犯罪証明書」と言われる。
イギリスなど、主要先進国では、子どもや高齢者など弱者に関わる仕事につく人に、この証明を提出することを求める制度がある。

・イギリスでは、学校、保育施設、チャイルドマインダーなど、一部の例外を除くほとんどの子ども関連施設・事業について、OFSTED (Office for Standards in Education 教育水準監査局＝準政府機関) に登録することが義務化されているが、その登録の際には、この DBS の証明書の提出 が求められる。雇用者は、職員雇用の際に DBS の提出を受ける。

・証明書の申請サイト <https://www.gov.uk/request-copy-criminal-record>

・職業によって必要とされるタイプが異なり、犯歴照会の範囲などが違っている。

<https://www.gov.uk/find-out-dbs-check/y>

このページで示されている職業群

- ヘルスケアまたは病院で働く
- 18 歳未満の子どもの世話または子どもを対象とする仕事、または学校での仕事
- 高齢者、病気または障害のある成人を対象とする仕事
- どれでもない

・DBS のチェックでは、確定した犯罪のみならず、子どもや弱者である大人を対象とする仕事には不適切と考えられる行動に関する通報も記録される。

<https://www.gov.uk/report-unfit-work-children-vulnerable-adults>

雇用主は、次のような事実を DBS に通報しなければならない。通報しないのは違法。

- 誰かを傷つけたことを理由に解雇した場合
- 誰かを傷つける可能性があるために解雇したり配置替えをした場合
- これらの理由で解雇しようとしていたが本人が辞職した場合

・このような犯罪歴の記録の開示は、上に挙げたような特定の職業につく場合に求められるものであり、犯歴のある者がその他の職業について社会復帰をする場合には、有罪判決に続くリハビリ期間を過ぎれば、自らの犯歴を開示する必要はない。

<https://www.gov.uk/guidance/telling-people-about-your-criminal-record>

<日本では>

・日本には、無犯罪証明に関する制度はないが、制度のある国で働いたり資格をとったりする日本人が就職先や公的機関等から求められて必要になった場合には、外務省の手続により無犯罪証明書が発行されている（外務省設置法による）。

・また、児童福祉法では、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」は、里親・養子縁組里親になることはできない（保育士資格は「2年経過しない者」とされている）。